

11 運輸

1 港湾運送事業に係る規制

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
港湾運送事業に係る規制 (国土交通省)	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港についても、需給調整規制を廃止し免許制を許可制にするとともに運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制の改革に向けて検討し、所定の結論を得て、以降速やかに措置を講ずる。		検討	結論(15年度中に結論を得て、以降速やかに措置)	(国土交通省) 先行実施した主要9港の規制緩和の影響調査、港湾管理者及びユーザー(船社、荷主)へのアンケート調査、地方港の実態調査とともに、昨年7月には各地方運輸局(全国11局)ごとに懇談会を設置し、港運事業者、労働組合、港湾管理者、ユーザー(船社、荷主)からの意見聴取を実施。	運輸 オ	

2 輸出入・港湾手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	a 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	検討・調整	検討・調整	7月中を目途に運用開始	(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については平成15年7月中の運用開始を目途に関係府省連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。また、これまで、ホームページで利用者意見を募集するとともに、シングルウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取に努めてきた。	IT工 32b(e) 、 基準 2 27a、 運輸 オ a	
	b さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。		逐次検討		(財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) ホームページで利用者意見を募集するとともに、シングルウィンドウ説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取に努めてきた。	IT工 32b(e) 、 基準 2 27b、 運輸 オ b	

4 車検制度に係る検討作業

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
車検制度 (国土交通省)	安全で環境との調和がとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度の本来の目的を念頭に置き、かつ諸要望の内容も考慮しつつ、その在り方について、必要なデータ等を収集の上、常に検討して改善を図る。なお、その際には、国民に対する説明責任を全うするとともに、十分な透明性を確保する。		逐次実施			(国土交通省) 望ましい制度のあり方について、学識経験者等の意見を聞くための検討会の設置について検討するとともに、必要なデータの収集の準備等を進めているところである。	運輸 ウ

7 タクシー事業に係る見直し

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) タクシー事業の緊急調整措置 (国土交通省)	緊急調整措置の発動要件と手続について、不断に見直しを行い、真にやむを得ない場合に厳に限定されるよう運用する。特に、非流し地域における実車率の低下率の数値引き上げを含めて、安易な需給調整規制の復活という事態に至らないよう、制度の不断の見直しを行う。また、同措置を発動する場合には十分な説明責任を果たすこととする。	逐次実施				(国土交通省) 「緊急調整措置の発動要件等について」(平成13年10月26日付国自旅第102号)に基づき、道路運送法第88条の2第1号の規定による運輸審議会への諮問等所定の手続きを経て、平成14年9月に沖縄本島地域を緊急調整地域に指定したところである。	運輸 イ
(2) NPOによるボランティア輸送に係る有償運送の可能化 (国土交通省)	公共交通機関の利用が困難な高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスである、いわゆる“STS(スペシャル・トランスポート・サービス)”については、「構造改革特区推進のためのプログラム」において「NPOによるボランティア輸送について有償運送を可能化」とされていることから、その措置内容等を基本にしつつ、今後構造改革特区にとどまらず、全国的にその実現を図る方向で検討し、結論を得る。		結論			(国土交通省) “STS(スペシャル・トランスポート・サービス)”について、今後、全国的に実現を図ることについて結論を得た。(NPO等によるボランティア輸送としての有償運送については、平成15年4月より構造改革特区において実施することとしており、今後その実施結果等を踏まえ、全国的な実施に向けて必要な要件の見直しを行うこととしている。)	運輸 イ
(3) タクシー事業の運賃・料金に係る処理期間の短縮 (国土交通省)	標準処理期間の運用について見直しを行い、類似の内容の申請に対する処分が行われている場合等については、その審査結果を活用するなど、処理期間の短縮を図る。		措置済			(国土交通省) 標準処理期間の運用について見直しを行い、類似の内容の申請に対する処分が行われている場合等については、その審査結果を活用するなど、処理期間の短縮を図るべく平成15年3月に通達を発出した。	運輸 イ